

屋外広告物法第8条第2項の規定に基づき、除却した広告物等を返還するため次の事項を公示する。

令和6年3月25日

福岡市長 高島 宗一郎



保管場所：(株)環境開発 他

除却日	数 量					備考 (保管した広告物が表示され、又は保管した 掲出物件が設置されていた場所)
	はり札	プラスチック 看板等	立看板	のぼり旗	その他	
2月1日	7	0	1	0	0	田島・金山校区周辺、三苫・唐の原他、那の川・弥永他
2月3日	9	0	0	0	0	赤坂・地行他、南片江校区
2月7日	9	0	0	0	0	筑紫丘・老司他
2月8日	1	0	0	0	0	金の隈・立花寺周辺
2月9日	18	0	0	0	0	薬院・平尾・平和・小笹・笹丘周辺、大井・立花寺他、飯倉・有田他
2月11日	1	0	0	0	0	堤校区
2月13日	4	0	0	0	0	香住丘・香椎下原校区周辺
2月14日	2	0	0	0	0	大濠・鳥飼・草香江・六本松・梅光園周辺
2月15日	1	0	0	0	0	那珂・板付周辺
2月16日	2	0	0	0	2	大橋・長丘他、長尾・松山他、百道・原他
2月19日	2	0	0	0	0	大名・舞鶴・天神・西中洲周辺
2月20日	7	0	0	0	0	三苫・唐の原他、筑紫丘・老司他
2月21日	2	0	0	0	0	渡辺通・今泉・春吉・清川周辺
2月22日	8	0	0	0	0	田村・田隈・四箇田・野芥校区周辺
2月25日	9	0	0	0	0	南片江校区
計	82	0	1	0	2	